

## 議案第 41 号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 26 年伊賀市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「第 37 条第 1 項」を「第 38 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「第 28 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 42 条第 1 項」を「第 43 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 8 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 11 条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「若しくは」を「又は」に、「又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）」を「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第13条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条中「3万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正前の伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。